

太田市ドクターカー事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域救急医療における救命率の向上及び傷病者の後遺症軽減を図ることを目的に、ドクターカー事業を運営する病院に対し、太田市ドクターカー事業運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、救命救急センターの指定を受けドクターカー事業を運営する病院とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ドクターカーの運営に要する経費であって次に掲げるものとする。

- (1) 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）
- (2) 材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等）
- (3) 需用費（消耗品費、消耗備品費等）
- (4) その他の費用（研究研修費、図書費等）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、50,000円にドクターカー事業の実施日数を乗じて得た額、補助対象経費の実支出額又はドクターカーの運営に係る総事業費から診療収入、寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額とする。

(補助金の経理)

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を他の経理と区分し、その収入及び支出の内容を証する書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。